

平成 27年 06月 01日

国土交通大臣 殿

地域型住宅グリーン化事業 適用申請書

本申請書の内容により、地域型住宅グリーン化事業の適用を申請します。
この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

地域型住宅の名称 土、漆喰等の左官素材を使った地域型住宅

グループの名称 MOKSOHOネットワーク

直近採択グループ番号 ---

※過去に地域型ブランド化事業で
採択を受けたグループは記入

(グループ代表者)

代表者名	豊田 保之	代表者印
代表者所属先	トヨタヤスシ建築設計事務所	
代表者構成員番号	V-19, VII-19	
代表者所在地	京都府京都市下京区西七条御領町84	
代表者電話番号	075-313-7116	

(グループ事務局)

事務局事業者名	トヨタヤスシ建築設計事務所 MOKSOHO事務局	
事務局構成員番号	IX-1	
事務局担当者名	豊田 保之	印
事務局郵便番号	553-0003	
事務局所在地	大阪府大阪市福島区福島2-9-16	
事務局電話番号	06-6453-1120	
事務局FAX	06-6458-5090	
事務局担当者E-mail	info@t-sakan.com	

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 土、漆喰等の左官素材を使った地域型住宅	(地域型住宅供給対象地域) 京都、大阪、奈良、兵庫、和歌山、三重、滋賀
2. グループの名称・結成年(必須)	(グループの名称) MOKSOHOネットワーク	(結成年) 2015年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号(必須)	---	

4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取組み」の場合は◎印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。
※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取り組みに違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。

ア. 特徴ある地域型住宅の目標設定		◎、○ 記入欄
①地域の気候・風土等に根差した地域型住宅の重視する性能	<p>事業: 高度省エネ型(認定低炭素住宅)のみの事業提案とする。 A. 省エネ: 以下ア～キの条件を満たした上、低炭素建築物新築等計画認定を取得し、かつ、平成25年基準判断基準(ルートA-1)で「外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する基準」「一次エネルギー消費量に関する基準」を達成させる性能とする。平成25年基準設計施工指針(ルートA-2、ルートB)は不可とする。</p> <p><外皮、一次エネルギー消費量に関する基準> ア. 外皮性能を向上させ、かつ、一次エネルギー消費量は、太陽光発電を含まず認定低炭素住宅基準をクリアすることとする。 <給湯> イ. 台所は、水優先吐水機能を使用必須とする。 ウ. 浴室シャワー水栓は、手元止水機能を使用必須とする。 エ. 洗面水栓は、水優先吐水機能を使用必須とする。 オ. ヘッダー方式を採用し、ヘッダー分岐後のすべての配管径が13A以下必須とする。 <照明> カ. 白熱灯を使用しない。 <暖房> キ. 暖房は、電気ヒーター床暖房と電気蓄熱暖房器は使用しないこととする。 [性能確認方法]: 「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証」かつ、「低炭素建築物新築等計画認定制度 一次エネルギー消費量計算結果(住宅)」を提示・添付する。</p> <p>B. 構造: 4号特例が使える地域・規模であったとしても、性能表示制度の耐震等級1以上の性能を確保する。 [性能確認方法]: 「あ. 性能評価機関の技術審査適合証」「い. 設計者による適合証明書」「う. 構造計算書」のいずれか(あ又い又う)を提示・添付する。</p>	◎
②地域の気候・風土等に根差した地域型住宅の建て方や様式	<p>木造在来軸組構法とし、伝統的な継ぎ手や仕口を使いつつ、適宜ボルト等の金物で補強する。2階床や天井・屋根面に構造用面材を張ることで耐震性を向上させると共に、地域材である杉三層クロスパネル等の無垢面材を率先して使う。室内の柱や梁の構造材は可能な範囲で木材アラフシとし、かつ、造作枠材も無垢材を使い地域材の良さをアピールする。 [取組実施確認方法]: 工事中の写真、竣工後の写真の提示・添付とする。</p>	◎
③地域の気候・風土等に根差した地域型住宅のデザインルール	<p>主たる居室、又は、その他の居室に、土壁、又は、三和土を採用する。土壁は、我が国で伝統的行われてきた木舞に荒土を塗り、中塗りをした壁とするか、土を締め固めた版築とする。 又、率先して左官素材を使うこととする。(土壁、版築、三和土、聚楽、大津壁、漆喰、珪藻土、リシン掻き落とし、モルタルなど、(以下、土壁等)とする。) [取組実施確認方法]: 構成員が発行する土壁又は三和土の請求書、又は、材料納品書等による。</p>	◎
④①～③の背景	<p>阪神淡路大震災での木造住宅の被害を受けて、職人の技能に工学的な知見が加わり、今の現代木造住宅が築きあげられてきた。今後は、省エネルギー対策に重きを置きつつ、省エネ・構造共に詳細な計算を行うことで、的確な設計を行えるようネットワーク全体のレベルアップをはかる。 2020年の省エネルギー義務化に向けて、土壁等の伝統的な素材を使った構法であっても平成25年基準をクリアし、性能を確保できることをネットワーク内で確認・認識する。同時に、外皮や省エネルギー性能を平成25年基準判断基準(ルートA-1)で計算することで、仕様基準に頼らない設計力と勘を養う。構造は、長期優良住宅の普及もあり、建築確認申請では構造計算書の提出が不要(4号特例)だとしても、性能表示制度による耐震性能を把握する。省エネルギー性能、耐震性能共に性能を定量化することが目的であり、定量化することでの確かな設計力が身につくよう個々のレベルアップを期待する。 2015年現在、左官職が伝統的に行ってきた土壁は、京都の町家専門の左官職人であっても1年に1棟実践できるかどうかである。その上、外壁はサイディング、内壁はクロスでのシェアが増えたことで土壁等の仕事もなくなりつつある。土壁は、コストと工期が問題であると言われていたため、今回の提案では、面積・数量の規定をつくらず、建物全体に土壁を使っても良いし、一部としても良いこととした。居室の一部に土壁を使うことで、その良さを住まい手に体感して頂き、将来的に採用数と塗り面積が増えることを期待する。又、伝統を伝承できるように左官職人の仕事を未来につなげることが目的である。</p>	○
⑤その他 ※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入してください。	<p>以下、「土」に関する法律・仕様を最大限活用し、土の良さをアピールする。 1. 外周壁を所定の土壁とすることで、建築基準法告示で防火構造をクリアできるため、外壁仕上げ材に地域材を張ることができる。(平成12年建設省告示1359号より) 2. 外周壁を土壁とし、土壁の外側に断熱材を設けることで、断熱材室内側の防湿層を不要とできる。(平成25年省エネルギー基準に準拠した算定・判断の方法及び解説本より)</p>	○
イ. 効率的な住宅生産体制の整備		◎、○ 記入欄
【平成27年度対応方針】		
a		
①用材の寸法規格化や建材の統一、標準仕様の設定	<p>主要構造材である1階の柱と土台は、原則4寸角以上とする。(柱、土台共に、外壁の軸組等に係る部分(地面から1m)のみとする) [取組実施確認方法]: 平面図にサイズを図示し提示・添付する。</p>	◎
②建材・資材調達の見直しや事務の合理化	<p>資材調達等、相互に連絡を取り合えるよう、連絡先を共有する。</p>	○
③生産の合理化等に向けた委員会等の検討実施体制	<p>設計者と流通の構成員が中心となり、定期的に情報交換を行い合理化に務める。</p>	○
④生産の合理化等に向けた事務局の役割	<p>構成員の知識や技術の向上のため、見学会や勉強会等を開く。 構成員の意見等を取りまとめ、意見や今後の方針をまとめる。</p>	○
b.		
①グループの信頼性向上に向けた施工基準の整備	<p>気密処理や断熱材の充填方法、結露リスクの認識などをネットワーク内で周知する。</p>	○
②グループの信頼性向上に向けた検査ルールの設定	<p>気密測定やサーモカメラでの熱橋把握、温湿度計による室温把握により、適宜可能な範囲で検査を行う。</p>	○
③グループの信頼性向上に向けた見積・積算のルール化	<p>設計図書の特記仕様書を明文化することで、見積・積算の誤差を少なくする。</p>	○
④グループの信頼性向上に向けたその他の具体的な取組	<p>竣工見学会を行い、一般の方や実務者へ向けて情報発信を行う。 [取組実施確認方法]: 見学会のチラシ、又は、写真等を提示・添付する。</p>	◎
その他※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入してください。	なし	

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 土、漆喰等の左官素材を使った地域型住宅	(地域型住宅供給対象地域) 京都、大阪、奈良、兵庫、和歌山、三重、滋賀
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) MOKSOHOネットワーク	(結成年) 2015年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号(必須)	---	
4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取組み」の場合は○印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。 ※住宅と建築物(非住宅))の両方を申請する場合において、取り組みに違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。		
ウ. 長期にわたる住宅メンテナンス体制の整備		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
a		
①住宅履歴情報の共通管理 診断・点検方法の共通化	作成した設計図書を製本することで着工時の記録を残す。設計図書とは、特記仕様書、仕上表、求積図、平面図、立面図、矩計図、展開図、水廻り詳細図、建具表、基礎伏図、各伏図、軸組図、基礎断面詳細図、電気設備図、給排水衛生設備図等とする。竣工時に、「隠蔽されてしまう部分の写真」や「その工事状況等」を記載した現場監理(施工)報告書を住まい手に渡し、将来的なりフォームに備える。 [取組実施確認方法]: 製本をした写真、かつ、設計図面(縮小図面でも可)、かつ、現場監理(施工)報告書の写しを提示・添付する。 設計図書: ◎印は提示・添付必須とし、○印は推奨とする。 ◎特記仕様書、◎仕上表、◎求積図、◎平面図、◎立面図、◎矩計図、◎展開図、◎水廻り詳細図、◎建具表、◎基礎伏図、◎各伏図、◎軸組図、◎基礎断面詳細図、◎電気設備図、◎給排水衛生設備図、◎その他必要と思われる図面 ※各伏図は、プレカット図面でもよい。	◎
②メンテナンス・リフォーム 基準の整備	<必須>: 住まい手から現在の住まいの光熱費・使用量を頂きエネルギー量を把握する。 <推奨>: 可能であれば、入居1年後に、光熱費のデータ(電気・ガス・水道等)を頂き、入居前と入居後にどう変化したか、又、一般家庭と入居後の比較を環境家計簿にて行う。使用量が一般家庭よりも多いようであれば、住まい方についてアドバイスを行う。住まい手からの希望があれば、適宜追跡調査を行う。 [取組実施確認方法]: 必須事項である、環境家計簿(現在の住まいと一般家庭の比較)を提示・添付する。	◎
③住まいの管理・DIY相談会 体験会などの実施	MOKSOHOネットワーク事務局建物内で、希望があれば適宜、相談会・体験会などを実施する。	○
④グループ内における維持 管理検討委員会等の設置	設計者と流通の構成員が中心となり、定期的に情報交換を行い合理化に務める。	○
b		
①グループ構成員の倒産廃 業時のバックアップ体制	可能な範囲で、MOKSOHOネットワーク内で対応できるよう務める。	○
②グループ独自の瑕疵担保 ルールの整備	伝統構法の取り扱い基準をネットワーク内で共通認識できるよう周知する。	○
その他 ※上記項目以外でグループ独自 のルール・目標があれば記入	なし	
エ. グループの技術力の向上		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
a		
①未経験工務店等への施工 技術研修会等の開催	適宜、工事中の現場見学・研修を行いつつ、竣工見学会を行い、ネットワーク内の技術力向上を目指す。 [取組実施確認方法]: チラシ、又は、写真等を提示・添付する。	◎
②①の研修会等の実施内容 とその開催頻度	<工事中> 頻度: 希望者によるものとする。 実施内容: 土壁等の施工方法、断熱や気密、その他木部納まりの把握。 <竣工後> 頻度: 竣工時 実施内容: 土壁等や木部仕上がりの確認。 [取組実施確認方法]: チラシ、又は、写真等を提示・添付する。	◎
③総合的な需給計画の策定 等の中長期的な取組	土壁等の左官職人の仕事を認識しつつ、1m ² でも良いので仕事を増やしていくよう取り組む。又、土(防火構造)を使うことで、地域材の需要を増やす。 住宅の省エネルギー化への認識を深め、2020年に省エネ義務化になったとしても依頼者からの対応を可能とする。 内外に使う木材をアラワシとすることで木の良さを広め、定期的な地域材利用に務める。	○
④③に基づく業種ごとの合 理化への取組	取組を共有の認識とするため、説明できる資料(紙媒体やホームページ等)を作成し合理化を図る。	○
b		
①省エネ技術講習会への参 加目標人数	目標: グループ内一構成員(設計、施工のみ)あたり、一人受講が目標。	○
②省エネ技術講習会への参 加促進のための取組	メール等で周知する。	○
c		
①新たな技術等の導入や開 発の検証のための方法	主たる居室における断熱性と集熱量、熱容量を定量化しその効果を検証する。 又、自立循環型住宅のガイドライン2015温暖地版の日射熱利用の基準を定量化し、暖房エネルギー削減率を把握しつつ、実際と合っているかを検証する。蓄熱効果を発揮させるため、蓄熱蓄熱材の利用も検討する。	○
②新たな技術等の導入や開 発に向けた実証実験の実 施等	竣工後: 温湿度の計測を行うと共に、土壁背面の温湿度(外周壁土壁と断熱間、内壁土壁背面)実測を行う。1年間の光熱費・使用量により、家庭のエネルギーを把握する。	○
その他 ※上記項目以外でグループ独自 のルール・目標があれば記入	今後、住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラムで使用されている、「通風を確保する措置の有無の判定シート」により、通風効果を定量化し把握する。	○

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 土、漆喰等の左官素材を使った地域型住宅	(地域型住宅供給対象地域) 京都、大阪、奈良、兵庫、和歌山、三重、滋賀
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) MOKSOHOネットワーク	(結成年) 2015年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号(必須)	---	

4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取組み」の場合は◎印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。
※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取り組みに違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。

オ. 地域の産業・住文化・景観等への寄与

【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
a	<p>①地域材ごとの使用部位(必須)</p> <p>紀州材・吉野材・三重県産材:主要構造材(柱、梁、桁、土台) 鳥取材・三重県産材:構造用面材(2階床、天井・屋根) [取組実施確認方法]:構成員が発行する請求書、又は、納品書等による。</p> <p>②地域材ごとの1棟当たりの使用量とその占める割合(必須)</p> <p>紀州材・吉野材・三重県産材:主要構造材の9割以上を地域材とする。 鳥取材・三重県産材:2階床、天井・屋根に使用する構造用面材の内、5割以上を地域材とする。 [取組実施確認方法]:構成員が発行する請求書、又は、納品書等による。</p> <p>地域材利用に関する共通ルール(必須)</p> <p>主要構造材(柱・梁・桁・土台)は、紀州材、吉野材、三重県産材のいずれかの地域材を使用する。 2階床、天井・屋根に使用する構造用面材は、鳥取材、三重県産材のいずれかの地域材を使用する。 [取組実施確認方法]:構成員が発行する請求書、又は、納品書等による。</p> <p>地域材(認証木材)は、流通経路を明確にし住まい手に届ける。Ⅲ建材流通を経由しない場合は、Ⅱ製材、又は、Ⅳプレカットから届ける。Ⅵ施工を経由せず住まい手に届けてもよい。</p> <p>地域材の流れ(フロー図)などグループの取組に関する補足説明</p>	◎
b	<p>①地域材の在庫量や価格情報を把握・共有のための仕組み</p> <p>設計者と流通の構成員が中心となり、定期的に情報交換を行い在庫量や価格情報を把握する。</p> <p>②グループ全体における地域材の需給予測</p> <p>設計者グループは、地域材を使った住まいを作っているため需要率は高い。施工者も同様の住まいを作っているが、住まい手の要望によるため、需要率は設計者よりも低い。I 原木、II 製材、III 建材、IV プレカットは、価格を優先する実務者からの依頼が多いため、地域材の受給率は落ちると思われる。ただ、グループ全体では、地域材の需給率を上げるよう動いている。</p>	○
c	<p>①-1 畳の活用</p> <p>住まい手の要望により採用を希望される場合、スタイロ量ではなく、薬床や桧畳、エコ畳等を提案する。</p> <p>①-2 和瓦の活用</p> <p>風致や景観の地区に該当した場合、和瓦風の新材ではなく、和瓦を使うよう提案する。</p> <p>①-3 襖の活用</p> <p>和紙を張った建具や古建具などを率先して採用・提案する。</p> <p>①-4 障子の活用</p> <p>サッシやガラスの性能だけに頼り過ぎず、我が国の伝統的な建具を率先して採用する。 住まい手の希望があれば、主たる居室、又は、その他の居室に面する窓に障子戸を採用し、外皮性能の向上をはかる。</p> <p>②その他地域の伝統的な素材や意匠の活用</p> <p>主たる居室、又は、その他の居室に、土壁、又は、三和土を採用する。内容は、特徴ある地域型住宅の目標設定に準ずる。 [取組実施確認方法]:構成員が発行する納品書等による。</p>	○
d	<p>①地域の伝統的なデザインを継承する取組</p> <p>軒庇を効果的に跳ね出すことで、夏の日射を遮ると共に、冬の日射を効率よく取り込む。通風効果を発揮するため、部屋間は引き戸で開け切り、常に開放出来る状態としておく。又、夏の夜間は防犯を講じながら通風を可能とし、雨が降っても窓を開け放つことができる仕組みをつくる。</p> <p>②地域の住まい方の継承につながる取組</p> <p>エネルギーを無駄に使わない住まいとするため、白熱灯の使用を避け、水栓は、水優先吐水機能を採用する。環境家計簿により、光熱費の見える化を行うことで、次の世代の方々(子供等)の住まい方の継承につなげる。</p> <p>③地域の街並み形成へ寄与する取組</p> <p>土壁を使うことで外壁に木材を張ることができ、又、左官素材を採用することで地域の町並みに配慮する。</p> <p>④和の住まいの要素を取り入れた取組</p> <p>木部アラワシや木製建具、土壁等を率先して取り入れることで、我が国の和の住まいを提案する。</p>	○
その他	なし	
※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入		

その他

【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
東日本大震災の復興に資する取組	なし	

グループが取組む木造住宅・建築物の特徴

※この項目は、高度省エネ型、優良建築物型を申請するグループのみ記入してください。

※申請に係る認定低炭素住宅、ゼロ・エネルギー住宅、優良建築物型の性能や特徴等について記入してください。

認定低炭素住宅の性能・特徴(◎必須、○目標とする。)

○所定の地域の外皮平均熱貫流率をクリアすると共に、平成25年基準から約1~3割の性能向上(例:UA0.63(W/m²・K)、Q値1.9(W/m²・K))を目標とする。

○日射熱取得は、ガラスだけの性能で確保するのではなく、可能な限り、軒庇の効果を生かして障子戸等の付属物を設け遮蔽する。平均日射熱取得率(η C値)は、1.5を目標とする。

◎外皮性能を向上させ、かつ、一次エネルギー消費量は、太陽光発電を含まず認定低炭素住宅基準をクリアすることとする。

◎台所・洗面水栓は、優先吐水機能を必須とし、浴室シャワー水栓は、手元止水機能を採用する。

◎ヘッダー方式を採用し、ヘッダー分岐後のすべての配管径が13A以下必須とする。

◎高効率給湯器や、太陽熱温水器又はソーラーシステムを率先して採用し、給湯エネルギーを削減に努める。

◎白熱灯を使用しない。

◎照明は、多灯分散照明方式を率先して採用しつつ、適宜、センサーや調光機能を採用するように努める。

◎暖房は、電気ヒーター床暖房と電気蓄熱暖房器は使用しないこととする。

◎通風、蓄熱性能は、認定低炭素住宅としての評価に組み込まなくてもよいが、性能を定量化し設計力を養う。

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。